

子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

対象児童1人につき
10万円

先行給付の5万円とクーポンの5万円分を合わせた10万円を、現金一括で給付します。
申請が必要となる方もおりますので、忘れずに申請してください。

- 次に該当する方は、**申請不要**です
令和3年9月分の児童手当を支給された方など（公務員を除く）
※令和3年12月24日に支給しています



潮来市ホーム
ページはこちら

- 次のいずれかに該当する方は、**申請が必要**です
 - ・令和3年9月30日現在、高校生世代のみ（平成15年4月2日～18年4月1日生）を養育している方
 - ・令和3年9月30日現在、対象児童を養育している公務員の方
 - ・令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育する方
※いずれも、主たる養育者が児童手当の所得制限限度額内であること。
※養育する対象児童が他市町村に住所を有する場合は、子育て支援課に連絡をしてください。

申請方法 原則郵送で申請してください（窓口受付可）。児童を養育する方（父母等）が申請者となります。2月17日（木）・3月31日（木）は午後7時まで窓口受付します。

必要書類 申請書、通帳等のコピー（振込先の分かるもの）、申請者の身分証明書のコピー
※提出書類が追加で必要になる方もおりますので、潮来市ホームページをご覧ください。

申請期限 3月31日（木）厳守

【お問合せ・お申込み】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388

住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金を支給します

1世帯10万円



	対象：次のいずれかに該当する世帯	申請方法
①	令和3年12月10日時点で潮来市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度（令和2年中の収入）住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く。未申告の方など、一部申請が必要な場合があります。	対象となる世帯には、市から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付します。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返信してください。 ※2月中旬以降、確認書を発送する予定です。
②	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、 ①世帯と同様の事情があると認められる世帯（家計急変世帯）	「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」及び「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記載のうえ、収入がわかる書類等を添付して申請してください。

※申請書は、潮来市社会福祉課、潮来市ホームページ、潮来市社会福祉協議会より取得できます。

【お問合せ】 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111、内線391・397
午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）
内閣府コールセンター ☎0120-526-145 午前9時～午後8時



潮来市
ホームページは
こちら

茨城県低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金

対象児童1人につき
5万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困難に直面している低所得のひとり親世帯を見舞うため、県独自の生活支援特別給付金を支給します。

■ 支給対象者

①	令和4年1月分の児童扶養手当受給者の方	申請不要 ※対象者には2月下旬頃に案内をお送りします
②	公的年金等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	申請必要
③	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方	※申請方法・受付日等は決定次第、広報等でお知らせします

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388